

## 明治大学における研究費にて購入した換金性の高い物品の適切な管理に関する申合せ

### (趣旨)

第1条 この申合せは、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）において、実施を要請されている換金性の高い物品の適切な管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この申合せにおいて、換金性の高い物品とは、研究費にて購入した、学校法人明治大学経理規程第29条第1号エに定める教育研究用機器備品及び学校法人明治大学固定資産・物品管理規程（以下「管理規程」という）第20条に定める準備品をいう。

### (管理)

第3条 換金性の高い物品の管理については、管理規程第2章及び第3章の規定を準用する。

### (事務)

第4条 この申合せに関する事務は、研究推進部が行う。

### (申合せの改廃)

第5条 この申合せを改廃するときは、研究企画推進本部会議の議を経なければならない。

### 附 則

この申合せは、2015年（平成27年）10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。